

独立・開業・起業を目指す皆様

起業して5年未満の方も
対象です

経営者保証いりません

経営者保証なしで融資を受けられる新制度 はじめました!

身に着けたノウハウを生かして独立したい。
運転資金を借りたいけど、連帯保証人になるのは不安だな...

フランチャイズオーナーとして開業したい。
初期費用を借りたいけど、連帯保証は必要なのかな？

事業を法人化したい。
連帯保証人にならずに融資を受けられないかな？

このような悩みをお持ちの方
スタートアップ創出促進保証
(信用保証制度)
の利用をご検討ください

スタートアップだけでなく、
創業全般に
ご利用いただけます

活用事例

レストラン（保証金額800万円）
数店舗の飲食店勤務後に、独立を志し創業。設備資金
は自己資金にて手当し、本制度は事業が軌道に
乗るまでの仕入れ、人件費等運転資金確保の為に申込。



スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	保証割合	100%保証
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 (据置期間1年又は3年以内(※))
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	1.05% (創業関連保証の保証料率 0.85%に0.2%上乘せ)
添付書類	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)		

※次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。

- ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする
- ②保証申込時にプロパー借入の残高がある

本制度をご利用いただける方

*ご利用いただける法人の企業形態は、会社法第2条第1項に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社です。

創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

詳細な制度概要はこちら

(中小企業庁ホームページ)



詳しくは、金融機関又は当協会までお問い合わせください。

青森県信用保証協会 本部担当部署 保証業務課 TEL 017-723-1354

【営業所・支所】

青森営業所 017-723-1353 弘前支所 0172-32-1331 八戸支所 0178-24-6181
五所川原支所 0173-35-4121 十和田支所 0176-23-4331 むつ支所 0175-22-1204

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。